

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	始良市 保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	(事務の説明) 要保護児童等に対し、保育所における保育の入所措置を行うとともに、各世帯に応じた保育料を決定する。併せて、決定した保育料を徴収し、未納世帯に対しては、保育料の早期納入を促す。 (特定個人情報を取り扱う事務の内容) 始良市は、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、負担能力の認定及び費用の徴収の手続きで取り扱う。
③システムの名称	・Acrocity住民基本 ・Acrocity宛名管理 ・総合福祉 WEL+ ・中間サーバ ・MICJEC番号連携システム ・鹿児島県電子申請共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) 番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕第2条の表17の項及び第19条 (特定個人情報を提供できる根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 子どもみらい課
②所属長の役職名	子どもみらい課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部子どもみらい課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子どもみらい課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 黒木 ひろ子	子育て支援課長 田代 真一郎	事後	平成28年4月1日付け人事異動による
平成30年1月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity住民基本 ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity子ども子育て支援 ・中間サーバー ・MICJEC番号連携システム	・Acrocity住民基本 ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity子ども子育て支援 ・中間サーバー ・MICJEC番号連携システム ・鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	番号事務の利用システム追加
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 田代 真一郎	子育て支援課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第8条第4号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第8条	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity子ども子育て支援システム	総合福祉 WEL+	事前	システム切り替えに伴う修正
令和2年6月29日	I 関連情報2. 特定個人情報ファイル名	施設入所児童台帳	子ども台帳	事後	システム切り替えに伴う修正
令和2年6月29日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 子育て支援課	保健福祉部 子どもみらい課	事後	組織改編に伴うもの
令和2年6月29日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子育て支援課長	子どもみらい課長	事後	組織改編に伴うもの
令和2年6月29日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部子育て支援課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	保健福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和2年6月29日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部子育て支援課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	保健福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の13の項 (特定個人情報を提供できる根拠) なし	(特定個人情報を照会できる根拠) 番号利用法第19条第8号 別表第2の13の項 (特定個人情報を提供できる根拠) なし	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子どもみらい課	福祉部 子どもみらい課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第8条	・番号利用法第9条第1項 別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第8条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) 番号利用法第19条第8号 別表第2の13の項 (特定個人情報を提供できる根拠) なし	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕 第2条の表17の項及び第19条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕による変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による